

## 平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第3/四半期分)

(独立行政法人名:自動車事故対策機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成26年度自動車アセスメント試験用車両の購入(スバル レヴォーグ 3台)	(独)自動車事故対策機構 理事長 鈴木 秀夫 東京都墨田区錦糸3-2-1	平成26年10月29日	東京スバル株式会社 本郷店 東京都文京区本郷2-13-11	会計規程第34条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さないとき)	9,169,200	8,468,064	92.4%	0	自動車アセスメントのための試験車両の購入にあたっては、身分を明かさずに自動車ディーラー等の展示車又は在庫車を即時購入し、その場で車体及び試験対象関係部位にペイントでマーキングすることにより、購入車両に対する自動車メーカーの関与を排除し、公正性・中立性を確保していることから随意契約により購入せざるを得ない	19	
平成26年度自動車アセスメント試験用車両の購入(トヨタ ハリアー 3台)	(独)自動車事故対策機構 理事長 鈴木 秀夫 東京都墨田区錦糸3-2-1	平成26年11月10日	東京トヨペット株式会社 亀戸店 東京都江東区亀戸7-36-13	会計規程第34条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さないとき)	8,640,000	8,490,000	98.3%	0	自動車アセスメントのための試験車両の購入にあたっては、身分を明かさずに自動車ディーラー等の展示車又は在庫車を即時購入し、その場で車体及び試験対象関係部位にペイントでマーキングすることにより、購入車両に対する自動車メーカーの関与を排除し、公正性・中立性を確保していることから随意契約により購入せざるを得ない	19	
中部療護センター 超電導磁気共鳴診断装置(MR)の解析用端末ハードウェアの更新	(独)自動車事故対策機構 理事長 鈴木 秀夫 東京都墨田区錦糸3-2-1	平成26年11月14日	株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン 東京都港区港南二丁目13-37フィリップスビル	会計規程第34条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さないとき)	4,032,720	4,032,720	100.0%	0	他者により機器の調達、設定及び調整作業等が行われた場合、株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパンの保守が行われず、中部療護センターにおける臨床検査や研究に支障が生じるため、競争を許さない	19	
平成26年度自動車アセスメント試験用車両の購入(マツダ デミオ 3台)	(独)自動車事故対策機構 理事長 鈴木 秀夫 東京都墨田区錦糸3-2-1	平成26年11月18日	株式会社関東マツダ 西新宿店 東京都足立区堀之内2-15-15	会計規程第34条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さないとき)	4,374,000	4,344,000	99.3%	0	自動車アセスメントのための試験車両の購入にあたっては、身分を明かさずに自動車ディーラー等の展示車又は在庫車を即時購入し、その場で車体及び試験対象関係部位にペイントでマーキングすることにより、購入車両に対する自動車メーカーの関与を排除し、公正性・中立性を確保していることから随意契約により購入せざるを得ない	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成26年度自動車アセスメント試験用車両の購入(ニッサンエクストレイル 3台)	(独)自動車事故対策機構 理事長 鈴木 秀夫 東京都墨田区錦糸3-2-1	平成26年11月27日	日産プリンス東京販売株式会社 江東店 東京都江東区南砂6-6-2	会計規程第34条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さないとき)	7,798,680	7,730,000	99.1%	0	自動車アセスメントのための試験車両の購入にあたっては、身分を明かさずに自動車ディーラー等の展示車又は在庫車を即時購入し、その場で車体及び試験対象関係部位にペイントでマーキングすることにより、購入車両に対する自動車メーカーの関与を排除し、公正性・中立性を確保していることから随意契約により購入せざるを得ない	19	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成26年度に締結した契約のうち、平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
  - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
  - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
  - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
  - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」